



平成 29 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 ネ オ ス 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 池 田 昌 史
(コード番号: 3627 東証第1部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 担 当 槇 尾 茂 樹
(TEL. 03-5209-1590)

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員に対するストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 4 月 21 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）及び従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、承認を求める議案を、平成 29 年 5 月 24 日開催の第 13 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、事後ながら下記のとおりお知らせいたします。

この度、情報開示が遅れましたことを謹んでお詫び申し上げます。

なお、当社取締役に対する新株予約権の発行は、金銭でない報酬等に該当し、またその額が確定していないため、報酬等の額の具体的な算定方法及び報酬等のうち金銭でないものとしての具体的な内容も併せてご承認をお願いしたものであります。当社取締役に対し新株予約権を付与することについては、業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的としたストックオプションとして発行するものであり、取締役の報酬等として相当と判断するものであります。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社の取締役及び従業員に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とする。
2. 新株予約権の割当対象者
当社の取締役及び従業員
3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 120,000 株（うち当社取締役への割当数は上限 120,000 株）を上限とする。
なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割（または株式併合）の比率

さらに、当社が合併または会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の数

1,200個（うち当社取締役への割当数は上限1,200個）を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払い込みは要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立しない場合はその前日以前の取引が成立した取引日のうち新株予約権の割当日に最も近い日の終値）を下回る場合は、当該終値の価額とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割もしくは資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本総会の委任を受けてなされる取締役会の募集事項に関する決定が行われた日から3年を経過した日から2年間とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役または従業員、または取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。
- ②その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①記載の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転計画書承認の議案が株主総会または取締役会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

4. 当社取締役に対する報酬等の額の具体的な算定方法

当社取締役に対する報酬等の具体的な算定方法は、新株予約権1個当たりの公正価額に、新株予約権の割当日に在任する当社取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得られた価額とする。

新株予約権1個当たりの公正価額は、新株予約権の割当日において適用すべき諸条件をもとに、企業会計基準委員会が公表する「ストックオプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号）に記載される株式オプション算定モデルを用いて算出される公正な評価単価に基づくものとする。

以上